

富山市陸上競技協会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は富山市陸上競技協会と称し、事務局を事務局長宅に置く。
- 第 2 条 本協会は富山市に於ける陸上競技を統括し、かつ代表する団体として、陸上競技の普及、振興を図り、もって市体育文化の進展、更に県体育文化向上に寄与する。
- 第 3 条 本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 富山陸上競技協会に対して市を代表して加盟すること。
 1. 陸上競技に関する諸事業を実施し、その技術を指導すること。
 1. 陸上競技会を開催すること。
 1. その他本協会の目的に適合する一切の事業を行うこと。
- 第 4 条 本協会は各種団体を代表する陸上競技団体及び公認審判員等で組織する。（以下会員と称する）

第 2 章 役 員

- 第 5 条 本協会には次の役員をおく。
- | | | | | | |
|--------|-----|---------|-----|--------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 1. 理事長 | 1 名 | 1. 事務局 | 若干名 |
| 1. 副会長 | 若干名 | 1. 副理事長 | 若干名 | 1. 理 事 | 若干名 |
| 1. 顧 問 | 若干名 | 1. 常任理事 | 若干名 | 1. 監 事 | 若干名 |
- 第 6 条 会長及び副会長は常任理事会の議を経て決定する。
会長は本協会を代表し、統括する。
副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はこれを代理する。
- 第 7 条 顧問は常任理事会の議を経て会長が委嘱し、本協会の最高諮問機関とする。
- 第 8 条 監事は、総会を経て会長が委嘱し、本協会の業務および財務を監査し報告する。
- 第 9 条 理事は会長が委嘱する。
理事は本協会の一般事務を処理する。
理事は互選により理事長 1 名を定める。
理事長は本協会の事業執行についてその責を負う。必要に応じて副理事長若干名をおくことができる。
副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故の時はこれを代理する。
理事の代表をもって、常任理事会を構成する。
- 第 10 条 各競技、事業運営担当者は常任理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 第 11 条 会長・副会長・理事・監事の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。
顧問の任期は別に定めない。
- 第 12 条 役員中事故により欠員となった時は後任を補充する。

第 3 章 総 会

第13条 総会に附議せらるべき事項は次のごとくである。

1. 予算および決算
1. 事業計画
1. 会長・副会長・理事及び顧問の承認又は決定
1. 規約の改正
1. その他重要事項

第14条 常任理事会、理事会は必要に応じ随時会長がこれを開く。本協会の総会は毎年6月までに開く。

第15条 総会は会長が招集する。総会の議長は会長が行う。

第16条 総会の議事は出席会員の過半数で決する。

第 4 章 経 理

第17条 本会の経費は次のもので支弁する。

1. 年会費
1. 事業収入
1. 寄付金又は補助金
1. 前各号から生ずる収入 その他収入

第18条 年会費は一人当たり千円とする。

第19条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(附則)

この規約は平成18年7月1日から施行する。

(附則)

この規約は平成30年6月20日から適用する。